

## 『ソーシャルビジネス向けの融資をうけたい』 ソーシャルビジネス支援資金

地域や社会が抱える課題の解決に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様を対象に、日本政策金融公庫(国民生活事業)が融資を行います。

### 対象となる方

- (1) 特定非営利活動法人
- (2) (1)以外の方であって、次のいずれかに該当する方
  - ① 社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする方または営んでいる方
  - ② 保育サービス事業、介護サービス事業等を新たに営もうとする方または営んでいる方

### 支援内容

#### ■貸付限度額

7,200万円(うち運転資金4,800万円)  
※各種貸付制度とは別枠

#### ■貸付利率

基準利率。ただし、次に該当する方は、それぞれの貸付利率。

- ① 以下のいずれかに該当する方は、基準利率-0.65%。
    - イ) 保育サービス事業、介護サービス事業等を新たに営もうとする方または営んでいる方
    - ロ) 過疎地域において社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする方または営んでいる方
  - ② 以下のいずれかに該当する方は、基準利率-0.4%。
    - イ) 認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人を含む。)
    - ロ) 社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする方または営んでいる方
- ※基準利率 2.15~3.15%(担保を不要とする融資を希望される方の場合※令和5年1月4日現在)

#### ■貸付期間

設備資金:20年以内(うち据置期間2年以内)  
運転資金:7年以内(うち据置期間2年以内)

#### ■保証条件

一定の要件を満たす方は、経営者保証を不要とする融資制度をご利用いただけます。  
※特定非営利活動法人の方については、0.1%、その他の方については、0.2%の利率が上乘せとなります。

### ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

#### お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)  
国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)  
事業資金相談ダイヤル  
電話:0120-154-505  
沖縄振興開発金融公庫  
電話:098-941-1795

## 『中小建設企業に対する支援措置を知りたい』 中小建設企業への支援

地域の中で持続的に活動できるよう、経営力の強化等に取り組む地域の建設企業は、人材の確保・育成、融資等の支援を受けることができます。

### 対象となる方

地域の中で持続的に活動できるよう、経営力の強化等に取り組む地域の建設企業

### 支援内容

#### (1) 人材確保・育成に向けた施策の実施

①建設産業人材確保・育成推進協議会と連携した「建設業界ガイドブック」や建設産業総合ホームページ「建設現場へGO！」等において、建設業の人材の確保・育成等に関する情報提供を受けることができます。

#### ②建設事業主等に対する助成金

建設労働者の雇用の改善、技能の向上をめざす中小建設事業主や中小建設事業主団体等を支援する制度で以下の助成金があります。建設業における若年労働者を確保・育成し、技能継承を図り、建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上を目的としています。

- \* トライアル雇用助成金(若年・女性建設労働者トライアルコース)
- \* 人材確保等支援助成金(建設キャリアアップシステム等普及促進コース、若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)、作業員宿舎等設置助成コース(建設分野))
- \* 人材開発支援助成金(建設労働者認定訓練コース、建設労働者技能実習コース)

#### ③雇用管理研修

建設業の事業所の雇用管理責任者やその補佐を行う立場の方を対象に、労働者の募集、雇入れ、配置、環境整備など、建設労働者の雇用管理に当たり知っておかなければならない知識の習得を目的とした「雇用管理研修」を全国で開催します。

##### ■研修内容

##### ○基礎講習

労働者の雇入れ、配置から退職に至るまでの雇用管理に必要な知識の習得や向上を目的とした研修です。

##### ○コミュニケーションスキル等向上コース

若年労働者の職場環境への適応や技能の習得が円滑に進むよう、熟練労働者が若年労働者と円滑なコミュニケーションを取りながら働くための職場環境づくりのスキル等の習得や向上を目的とした研修です。

**■対象**

建設業の事業所の雇用管理責任者や雇用管理責任者を補佐する立場の方

※雇用管理責任者とは「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」により、建設事業主は労働者の雇入れや配置、技能の向上、職業生活上の環境の整備に関することを管理させるために、建設事業を行う事業所ごとに雇用管理責任者を選任することが義務付けられています。また、事業主は雇用管理責任者に対し、必要な研修を受けさせるなど、これらの管理のための知識の習得・向上を図るように努めなければならないとされています。

**■費用(受講料・テキスト代)**

無料

**④働き方改革推進支援センターの設置による支援**

働き方改革関連法が順次施行されている中、中小企業・小規模事業者等が抱える様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、労務管理等の専門家が技術的な支援を無料で行います。

**(2)金融の円滑化****○下請セーフティネット債務保証事業および地域建設業経営強化融資制度**

資金調達の円滑化を図るため、元請建設企業が公共工事等の請負代金債権を担保に、融資事業者(事業協同組合等)から工事の出来高に応じて融資を受けることを可能とする事業です。

本事業では、融資事業者が融資を行うにあたっての金融機関からの借り入れに対して債務保証を付すことで、融資資金の確保と調達金利等の軽減を図っています。

なお、本事業は、令和8年3月末までの事業となっています。

**○下請債権保全支援事業**

下請建設企業等の債権保全や資金繰り改善を図るため、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等債権について、ファクタリング会社が保証又は買取を行う際の保証料(買取料)に対する助成等を行うことで、下請建設企業等の負担軽減を図っています。

なお、本事業は、令和6年3月末までの事業となっています。

## お問い合わせ先

## (1) 人材確保・育成に向けた施策の実施

① 建設産業総合ホームページ「建設現場へGO！」

URL: <http://genba-go.jp/>② 各都道府県労働局  
労働局URL: <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>③ 厚生労働省 職業安定局雇用開発企画課建設・港湾対策室  
電話: 03-5253-1111(内線 5804)④ 各働き方改革推進支援センター  
一覧は以下のウェブサイトをご覧ください。URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>

## (2) 金融の円滑化

国土交通省 不動産・建設経済局建設市場整備課

電話: 03-5253-8111(内線 24824)

一般財団法人建設業振興基金

URL: <https://www.kensetsu-kikin.or.jp/management/finance/index.html>

## 『農林水産関連企業等に対する助成措置を知りたい』 農林水産関連企業等に対する金融措置による支援

農林漁業の振興を図る取り組み等を行う農林水産関連企業は、融資等の金融措置を受けることができます。

### 対象となる方

農林漁業の振興を図る取り組み等を行う農林水産関連企業

### 支援内容

(1) 関税の引下げ等により影響を被る農産加工業者(特定農産加工業者)の経営の改善を図るため、特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づき、事業転換、新商品・新技術の開発・利用、事業提携等に対し、金融税制の面での支援措置を講じます。

(2) 中山間地域における農林漁業の総合的な振興を図るため、中山間地域内で生産される農林畜水産物を活用した新商品・新技術の研究開発等を行うのに必要な資金および中山間地域内において農地、森林等の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設の設置に必要な資金等を融資します。

(3) 需要の増進を図ることが特に必要な農林畜水産物(特定農林畜水産物)の新規の用途または加工原材料用の新品種を使った製品生産を企業化・実用化する事業に対し、必要な施設の改良、造成または取得等するための資金を融資します。

(4) 近年の水産加工業を取り巻く情勢に対応して、水産加工業の体質強化を図るために必要となる施設の改良等を行う資金である水産加工資金を融資します。

(5) 林業・木材産業の経営改善等を目的として行う新たな経営の開始、生産・販売方式の導入等を実施するために必要な資金(林業・木材産業改善資金)を融資します。

また、林業経営の改善を図るとともに、木材の生産および流通の合理化等を促進し木材供給の円滑化を図るため、低利な運転資金(木材産業等高度化推進資金)を融資します。

(6) 動植物性残さを原料または材料として利用する事業に必要な加工、運搬、貯蔵または回収のための施設および関連施設の改良、造成または取得に必要な資金を融資します。

(7) 農業および農業生産関連事業の健全な発展を図るため、農業競争力強化支援法に基づいて行う、施設の改良、造成または取得、株式の取得などの事業再編の実施に必要な資金(農業競争力強化支援資金)を融資します。

## お問い合わせ先

- (1) 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課  
電話: 03-6744-2060
- (2) 農林水産省 農村振興局 地域振興課  
電話: 03-6744-2498
- (3) 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 企画グループ  
電話: 03-6744-2352
- (4) 水産庁 漁政部 加工流通課  
電話: 03-6744-2349
- (5) 林野庁 林政部 企画課  
電話: 03-3502-8037
- (6) 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課  
電話: 03-6744-2066
- (7) 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課  
電話: 03-3502-8245

## 『食品関連企業に対する助成措置を知りたい①』 食品等流通合理化支援策

食品関連事業者が品質の優れた食品などを消費者に提供するために必要な施設の整備を行う場合に、融資等の支援を受けることができます。

### 対象となる方

食品等製造業者、食品等販売業者、乳業者 等

### 支援内容

(1) 日本政策金融公庫が、食品等製造業者と農林漁業者が提携して安定した取引を行うために必要な設備資金などを対象に低利融資します。

(食品流通改善資金のうち生製提携型施設: **金利 0.65%~0.85%**(令和5年3月20日現在))

(2) 日本政策金融公庫が、食品等販売業者(卸・小売・飲食業者)と農林漁業者が提携して安定した取引を行うために必要な設備資金などを対象に低利融資します。

(食品流通改善資金のうち生販提携型施設: **金利 0.65%~0.85%**(令和5年3月20日現在))

(3) 乳業の再編・合理化による効率的な乳業施設の整備等を行う事業に対して助成します。

### お問い合わせ先

(1) 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課

電話: 03-6744-2060

(2) 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品流通課

電話: 03-3502-8267

(3) 農林水産省 畜産局 牛乳乳製品課

電話: 03-3502-5987